

定年を迎えられる生協組合員の皆様へ

2026. 2. 1
府庁生協

永きにわたる勤務、お疲れ様でした。定年等の場合の府庁生協の手続きは以下のとおりです。

- (1) 引き続き再任用職員等として勤務される方は、そのまま組合員継続できます。
- (2) 府庁の職場を離れる方も申し出により2号組合員として加入継続できます。
- (3) 生協を脱退希望の方は、下記により脱退手続きをお願いします。



なお、保険にご加入の方は、脱退されると生協での取扱いができなくなります。

(1)・(2) 組合員資格の継続について

- (1) 再任用職員・嘱託職員等として**引き続き勤務される方**は、これまでどおり組合員として継続いただけます。この場合、**手続きは不要**です。ただし、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。
- (2) それ以外の方(**勤務されない方**)も継続ができます。継続を希望される方は、「継続申出書」を生協総務課に出してください。用紙は生協ホームページ「加入等の諸手続」からプリントできます。組合員証はそのままご使用になれます。なお、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。

※ 上記(1)の方は、生協加入の保険は引き続き団体扱いとなりますが、**職員番号が変更になる場合は 保険料の給与口座からの引落しができなくなります。職場でご確認ください。**

上記(2)の方は、生協を継続すれば団体扱いはできますが、給与口座からの引落しはできなくなります。

◎ 給与口座からの引落しができなくなる場合は、口座振替の支払いとなります。口座振替は手続きが必要ですので、生協総務課(075-441-7657 本庁内線6110)へご連絡ください。

(3) 脱退の手続き

脱退される方は脱退の手続きをお願いします。

●脱退の手続き

- ・「脱退申出書」(生協ホームページからプリントを)を生協総務課に提出してください。提出方法は、持参・メール添付・FAXのいずれでも結構です。ハンコは不要です。
- ・定年の場合、3月末が脱退日になります。

●出資金の返還

- ・出資金をお返します。(金額は生協総務課でご確認ください。)
- ・3月末に現金若しくは口座振込でお返します。
- ・現金の場合は、生協総務課の窓口でお受取りください。
- ・口座振込の場合は、「脱退申出書」に振込先の銀行口座をお書きください。(注)京都銀行以外は振込手数料を控除させていただきますのでご了承ください。

●組合員証の返納とチャージ残金の対応

- ・カードや紙の組合員証は返納してください。組合員証を紛失している場合は、「脱退申出書」の紛失欄に「✓」を入れてしてください。
- ・アプリ組合員証は、手続き後にアンインストールしてください。
- ・生協電子マネー(チャージした金額)がある場合、返金できませんので使い切ってください。

●その他の手続き

- ・物品購入の未払金などがある場合は、脱退前に清算いただきますようお願いいたします。「脱退申出書」提出時にお支払いいただいても結構です。
- ・京都生協の共同購入を利用されている方は、京都生協の担当支部(配達してくる所)にご連絡ください。

- ・生協の諸手続は、生協ホームページで確認でき、用紙のプリントもできます。
- ・生協ホームページは、「府庁生協」で検索



【お問い合わせ】
生協総務課(別館1階)

TEL 075-441-7657

庁内 6110

FAX 075-441-2686

Mail: fuchoseikyuu.daihyo@
univ.coop

営業時間: 10:30~18:00